

出資証券に関する J A S D A Q における有価証券上場規程の特例

(目 的)

第 1 条 この特例は、出資証券（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をいう。以下同じ。）について、J A S D A Q における有価証券上場規程（以下「J Q 有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 出資証券については、第 3 条に規定する特例を除き、J Q 有価証券上場規程を適用しない。

第 2 条 削除

(J Q 有価証券上場規程の特例)

第 3 条 本所は、公益又は投資者保護のため、本所に上場することが適當と認めた出資証券につき、この特例施行の日をもって、本所の上場有価証券として上場する。

2 本所は、当該出資証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿（J Q 有価証券上場規程第16条第3項に規定する上場有価証券原簿をいう。）に記載する。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。